

第3次北本市地球温暖化対策実行計画策定について(答申)案 について

平成 25 年 5 月 28 日

委員 福森 秀臣

《はじめに》審議会として以下のことを提言いたします 1～5、について

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、法律という)において、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を定めている。北本市地球温暖化対策実行計画を施策として推進することが第一義的にあるのであり、環境審議会への諮問趣旨にあるとおり、その策定に係る基本的な考え方について審議とあることを鑑み、以下意見としたい。

(1)1～5 までの記載順位は、3・4・5・1・2としたい。上記法律の(目的)は、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の各類に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。(一部抜粋)とあるが、施策の基本的考え方(諮問趣旨)という事であるため、「北本市地球温暖化対策実行計画」そのものに係る内容から、記述すべきであらう。

(2)3 第2次実行計画は直接的に温室効果ガス排出量を削減する取組みを重視しているが、第3次実行計画は森林の温室効果ガス吸収作用に着目し、その保全の視点をもった実行計画とすること。とある。

法律 第五章 森林等による吸収作用の保全等第二十八条 に「森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に

基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする」(一部抜粋)とあるため、北本市の状況を鑑み以下の表記としたい。

3 第2次実行計画は直接的に温室効果ガス排出量を削減する取組みを重視しているが、第3次実行計画は森林の温室効果ガス吸収作用に着目し、緑地の保全と創造の視点をもった実行計画とすること。

(3)4 市全体の温室効果ガス排出削減目標の設定にあっては、施設ごとに時間をかけて丁寧に状況を分析して目標値を決定し、これを積み上げる形で設定すること。とある。

“設定”と“決定”という語意の違いを考え、以下の表記とした方が良いと考える。

4 市全体の温室効果ガス排出削減目標の設定にあっては、施設ごとに時間をかけて丁寧に状況を分析して目標値を掲げ、これを積み上げる形で設定すること。

(4)5 第3次実行計画期間中に新市庁舎及び(仮)こどもプラザの建設が予定され、…とある。既に建設工事中であるため、以下に改めたい。

5 第3次実行計画期間中に新市庁舎及び(仮)こどもプラザが建設され、…

(5)1 及び2において、“市民”の前に「事業者及び」を挿入する。

以上